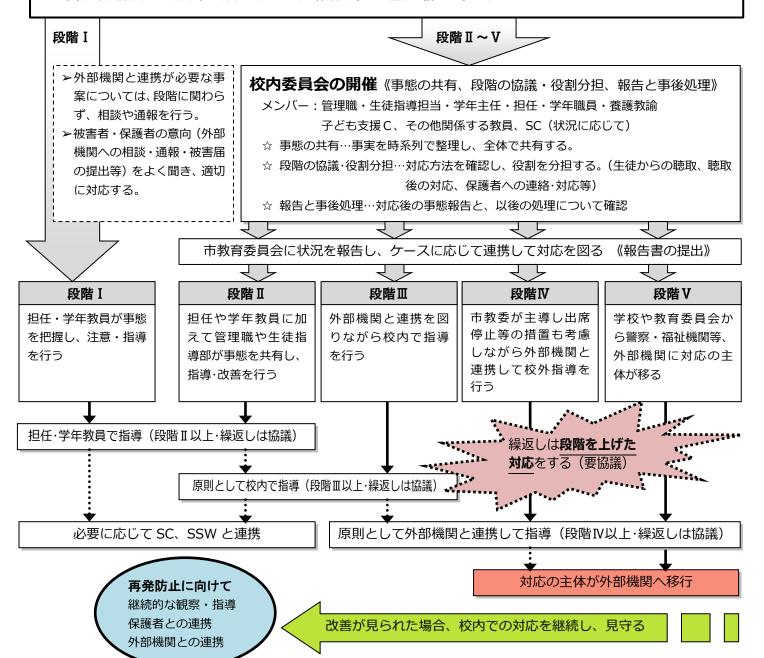
大阪府教育委員会資料に基づき作成

ねらい

- 春木中学校として問題行動対応チャートを作成するねらいは次の通りである。
 - ① 対応の基準を明確化し、すべての教職員が適切な指導を行えるよう共通理解を図る。
 - ② 問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③ 保護者の協力のもと、加害者の**加害行為を早期に指摘**し、本人の自覚を促す。
 - ④ 問題行動の段階により教育委員会や他の外部機関と連携を図り、事態の改善を図る。
- 生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、 I ~ V の 5 段階に分けて想定した。段階ごとに分けて対処する意義は次の 4 点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ① 加害者の加害行為を早期に発見・指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ② 問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③ 教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④ 段階により対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 学校の問題行動への対応策を明示することで、保護者等への理解・協力を求める。



段階丨	
いじめ	□言葉によるからかい □無視 □仲間はずれ □悪□・陰□・軽度の暴言(対生徒) □攻撃的な言動
その他問題行動	◇攻撃的な言動(荒い言葉遣い、乱暴な振舞い等)◇授業妨害(軽度) ◇器物損壊(軽度) ◇服装・頭髪違反◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用
具体的な事例	

- ① ある生徒に対して、同じクラスの生徒数名が日常的に体型や特徴をからかっていた。直接本人に言ったり、離れたところから本人に聞こえるような声で言ったりしていた。
- ② 授業中にマンガを読んでいた生徒を教員が注意して取り上げようとした。それに対して 教員の手を振り払おうとしたり、「うっとうしい。」と大声を出して教室から出ていこうと した。
- ③ 授業中にトイレへ行くと言って教室を出たが、正当な理由もなくそのまま教室に戻って来なかった。
- ④ 昼休みに立ち入りが禁止されている体育館に入りボールを使って遊んでいた。それを注意した教員を無視して遊び続けた。ボールを取り上げて指導しようとしたら「ボール返せ。」「死ね。」と言いながら集団でボールを奪い返そうとしてきた。

- ◆ 基本的に担任・学年教員で対応
- ◆ 同一生徒が繰り返す場合は段階Ⅱとして対応
- ① 生徒指導担当、管理職へ報告
- ② 学年生指または学年主任が主となり学年教員で指導方針を図り対応
- ③ 集団から離して個別指導。態度が改まれば教室へ戻す。
- ④ 家庭連絡

- ① いじめ事案ついては該当者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に判断する。
- ② 担任と副担、生指または主任など、複数で放課後等に個別指導を行うようにする。
- ③ 学年教員で指導の経過、結果を共有する。

段階Ⅱ	
いじめ	□攻撃的な言動(段階 I を超える)
その他問題行動	◇金銭が絡む賭け事(軽度) ◇授業妨害(中程度) ◇器物損壊(中程度) ◇授業をさぼって校内でたむろ ◇喫煙 ◇飲酒
具体的な事例	

- ① 生徒Aが生徒Bに対してだけ執拗に「学校来るな」「こっち見るな」「死ね」「きもい」 と他生徒の前で言い、生徒Bは教室に入れなくなった。
- ② 生徒 A は、授業中に奇声を発したり、立ち歩いたり、ほうきを振り回したりして度々 授業を止めた。指導しようとした教員に「ウザい」「消えろ」「死ね」等の暴言を繰り返 した。注意しても止めようとはせず、かえって挑発を強めた。
- ③ 授業中、廊下をフラフラしている生徒を見つけて教諭が呼び止めて事情を聞こうとし た。「だまれ。」「死ね。」と暴言を繰り返し、教諭の制止を振り切ってその場を離れよう とした。生徒の腕をつかんで止めようとしたら興奮して暴れ出しガラスを叩き割った。
- ④ 女子のグループ4名が授業をさぼり体育館裏でたむろしていた。発見した教諭が別室 へ行くよう促したが無視してその場を立ち去り校内を逃げ回った。
- ⑤ 休み時間に教室の中から鍵をかけて授業担当者が入れないようにした。ドアを開ける ように促したがドアの前に机を積み上げ妨害し、授業が全くできない状態に陥った。

- ◆ 担任・学年教員に加えて生徒指導担当、管理職が加わり対応
- ◆ 同一生徒が繰り返す場合は段階Ⅲとして対応
- ① 担任・学年教員に生徒指導担当、管理職が加わり指導方針を図り対応
- ② 必要に応じて臨時の生徒指導委員会を開催
- ③ 別室で個別指導。教室へ戻してよいかの判断は協議して決める。
- ④ 原則として保護者召喚

- ① 生徒を集団から離しクールダウンさせてから事実確認をする。
- ② 保護者へ説明する場には原則として本人も同席させる。

段階Ⅲ	
いじめ	□暴言·誹謗中傷行為(「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による 誹謗中傷等、様態が悪質で被害が大きいもの) □脅迫·強要行為(中程度) □暴力行為(蹴る·叩く·足をかける等のうち比較的中程度)
その他問題行動	◇窃盗行為 ◇無免許運転 ◇金銭が絡む賭け事(中程度)◇授業妨害(重度) ◇器物損壊(重度)
具体的な事例	

- ① 生徒 A は生徒 B に気づかれないように日常のようすを動画で撮影し、勝手に SNS にアップロードしていた。それに対して他の生徒たちも生徒 B を誹謗中傷するコメントを書き込んだ。中には生徒 B の実名や住所等の個人情報を書き込む者もいた。
- ② 生徒間の暴力行為を指導した。その際、指導する教員に対して反抗的な態度で暴言を繰り返した。教員を突き飛ばしたり、暴力をふるったりもした。
- ③ 授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回ったり、他のクラスのドアを蹴ったりして授業妨害をした。学年教員が数人で制止しようとしたが、暴言を繰り返しながら校内を逃げ回った。
- ④ 鍵やスイッチを壊し続ける生徒たちに対して指導を繰り返した。しかし教員が見ている前でも油性ペンで壁やガラスに落書きするなど悪質さが日に日に増した。やがて施錠している教室に侵入し、机やいすを倒したり、備品を壊すようになった。

- ◆ 警察、サポートセンター、子ども家庭センター等の外部機関へ相談
- **◆ 校内で指導するが頻度や程度によっては校外で指導**
- ◆ 同一生徒が繰り返す場合は段階IVとして対応
- ① 市教委へ報告
- ② 外部機関へ相談
- ③ 臨時の生徒指導委員会を開催
- ④ 別室で個別指導
- ⑤ 保護者召喚

- ① 外部機関への相談は生徒指導担当または管理職が行う。
- ② SNS 等へアップロードした場合は、拡散を防ぐ対応を速やかに行う。

段階IV	
いじめ	□暴力·傷害行為(重度) □脅迫·強要·恐喝行為(重度…多額の金品を求める、屈辱的な行為をさせる等甚大な被害を及ぼす行為)
その他問題行動	◇痴漢行為 ◇危険物の所持·使用 ◇薬物の所持·使用 ◇窃盗行為(重度)
具体的な事例	

- ① 生徒Aは他の生徒たちから強要されてお菓子やジュースをおごっていた。次第に現金を要求されるようになり、その金額も多額となった。生徒Aに強要する生徒が徐々に増えていき、生徒Aは家の金を度々持ち出すようになった。
- ② 授業妨害・指導への反抗的な態度を繰り返す生徒に対して注意をしたところ暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、ある教員に対して顔面を何度も殴った。
- ③ これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教員を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。

- ◆ 警察、子ども家庭センター等の外部機関へ通告
- ◆ 校外で指導
- ◆ 同一生徒が繰り返す場合は段階 V として対応
- ① 外部機関へ通告
- ② 市教委と連携を図りながら臨時の生徒指導委員会を開催
- ③ 保護者召喚
- ④ 必要に応じて学校体制支援リーダーや緊急支援チームを要請

- ① 管理職と市教委が事案を協議し出席停止を含めた措置を検討
- ② 学校体制支援リーダー…生徒指導困難校に校長 OB を派遣し事態の把握と助言を行う
- ③ 緊急支援チーム…府教委指導主事、臨床心理士、社会福祉士、弁護士、精神科医等の 専門家派遣を行い、学校や市教委では解決できない緊急かつ重篤な事案を支援

段階V	
いじめ	□極めて重い暴力・傷害行為 □脅迫・強要・恐喝行為
その他問題行動	◇凶器の所持·使用 ◇放火 ◇強制わいせつ ◇強盗 ◇殺人未遂 ◇殺人
具体的な事例	

- ① 生徒Aはある生徒集団から金を持ってくるよう強要され、言うことを聞かなければ殴ると脅迫されていた。生徒Aはそれに対して、度々家から金を持ち出しては渡していた。しかし要求金額が大きくなってきたため、生徒Aは思い切って断った。その日の放課後、生徒Aは呼び出され、殴る、蹴るの暴力を長時間に渡って受けて重傷を負った。
- ② 昼休み、生徒AとBは些細なことから殴り合いになった。その際、生徒Aは隠し持っていた刃物で生徒Bを刺した。

- ◆ 警察、子ども家庭センターへ通報
- ◆ 学校や教育委員会から対応の主体が外部機関へ移行
- ◆ 緊急支援チームを要請
- ① 外部機関へ通報
- ② 教育委員会へ緊急支援チームの派遣を要請
- ③ 臨時の職員会議を開催
- ④ 保護者説明会を開催

- ① 教育委員会の指導のもとで対応
- ② スクールカウンセラーや臨床心理士の支援を受けて生徒の心のケアを行う。
- ③ 外部からの問い合わせは管理職が対応する。

外部機関の種類

- 岸和田警察署 生活安全課 少年係 … 犯罪行為、ぐ犯行為
- 岸和田少年サポートセンター … 非行防止、非行初期の指導
- 岸和田子ども家庭センター … 虐待、家庭問題、問題行動、発達相談
- 岸和田市児童育成課 … 虐待、子育て相談
- エスパル (適応指導教室) … 主に心因性による不登校(必ず管理職を通して申込)
- 修徳学院、阿武山学園(児童自立支援施設) … 自立支援
- 大阪府子どもライフサポートセンター … 一時保護
- 大阪家庭裁判所堺支部
- 大阪少年鑑別所
- 和泉学園(少年院)
- 京都医療少年院
- 奈良少年刑務所、姫路少年刑務所
- 岸和田学園、あおぞら等(児童養護施設)
- あゆみの丘 (児童心理治療施設)

教育委員会のサポート体制

1 学校への直接的なサポート

スクールカウンセラー(SC)の配置

- ・ 週1回 … 春木中学校は基本的に毎週火曜日(年間35日)
- ・ 心理検査や心理療法によって心の問題を改善、解決していく専門家
- 2 市教育委員会へのサポート ※ 活用時は市教委へ派遣申請が必要
 - (1) スクールソーシャルワーカー (SSW) の派遣
 - 本年度は大芝小学校が拠点校。原則として毎週火曜日。
 - ・ 子どもに影響を及ぼしている家庭、学校、地域環境の改善に向けて支援ネットワークを築く福祉の専門家。福祉関係機関と連携・調整を進めながら環境改善を図る。
 - (2) スクールロイヤー (SL) の派遣
 - ・ 司法の観点から、市教育委員会及び学校へ助言
 - (3) 学校体制支援リーダーの派遣
 - ・ 生徒指導困難校に校長 OB を派遣し、事態の把握と助言
 - (4) 緊急支援チームの派遣
 - · 府教委指導主事、臨床心理士、社会福祉士、弁護士、精神科医等
 - ・ 学校や市教委では解決できない緊急かつ重篤な事案に対し専門家の立場から支援